

平成31年2月25日

各都道府県水道行政担当部（局）
各厚生労働大臣認可水道事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン（暫定版）」について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年12月に成立した水道法改正法において、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されることとなりました。

厚生労働省においては本更新制導入に向けて、現在指定を受けている指定給水装置工事事業者の更新の平準化を行うため、政令改正を予定しており、現在パブリックコメント（別添）を実施中です。

このような中、（公社）日本水道協会において、全国の水道事業者において本更新制が円滑に導入されるよう、別添の「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン（暫定版）」が作成されましたので、参考にされたく、送付します。

なお、更新申請受付期間については、ガイドライン（暫定版）6ページに記載されている「その期間の合理的な範囲内にて、各水道事業者が別途設定することができる。」のとおり、1年間必要とするものではありません。（仮に、指定の更新制の導入に係る条例改正が、改正法施行予定日である2019年10月1日以降になったとしても、支障が生じるものではありません。）

また、都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等への情報提供を併せてお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン（暫定版）」
- ・ 「改正水道法施行に伴う政令改正案」に関するパブリックコメント資料

問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

大桶、小林、海野

電話 03-5253-1111 内線 4024、4034

（ガイドライン（暫定版）についての問い合わせ先）

公益社団法人日本水道協会

工務部技術課 電話 03-3264-2496